

令和元年度高松市プレミアム付商品券使用可能店舗募集要項

1 趣旨

消費税及び地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起・下支えするために、高松市が発行及び販売する令和元年度高松市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の使用可能店舗として特定事業者に登録していただける事業者を募集します。

なお、本募集要項は、「高松市令和元年度プレミアム付商品券実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づくものです。

2 事業概要

- (1) 商品券名称 令和元年度高松市プレミアム付商品券
- (2) 発行者 高松市
- (3) 購入対象者 ①低所得者向け対象者
高松市民のうち令和元年度住民税非課税者
想定対象者数：8万5,000人程度
②子育て世帯主向け対象者
高松市民のうち平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に出生した子の属する世帯の世帯主
想定対象者数：1万2,000人程度
※①②とも、要件の詳細については、実施要綱に規定
- (4) 発行予定数 44万冊
- (5) 購入価格 1冊5,000円分（額面500円×10枚つづり）を4,000円で購入
- (6) 購入限度 購入対象者に交付される購入引換券1枚につき5冊まで
- (7) 購入場所 高松信用金庫の市内全16店舗、市内の香川県農業協同組合のうち6店舗（塩江支店、香南支店、植田支店、牟礼支店、庵治支店、下笠居支店）、イオンモール高松（香西本町）、イズミゆめタウン高松（三条町）の計24店舗
- (8) 購入期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
- (9) 使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (10) 商品券使用可能店舗 市内における健全な消費喚起が期待できる小売店・飲食店及びサービス業などを公募して決定
- (11) 商品券使用可能店舗規模 2,500店舗程度

3 商品券取扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。

- (2) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (3) 商品券面額以下の使用の場合でもお釣りは渡さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 商品券の交換又は売買はできません。
- (6) 商品返品の際の返金はできません。
- (7) つづりから切り離された商品券は原則使用できませんが、使用者がつづりを持っており、商品券の管理番号からそのつづりのものと確認できれば、使用できます。
- (8) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (10) 商品券の盗難、紛失・滅失または偽造、模造等に対して、高松市は責を負いません。

※上記の場合、損害賠償が発生することがあります。

4 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 出資又は融資
- (2) 公共料金（電気・ガス・水道料金等）の支払い
- (3) 国及び地方公共団体への公租公課等の公金の支払い
- (4) 公営競技に係る各種投票又は宝くじの購入
- (5) 有価証券、他の商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (6) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品を含む。）及びそれらを使用するためのパイプ及び煙管等の喫煙具の購入
- (7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入又は借受け
- (8) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い

- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び接客業務受託営業において提供される役務
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和2年3月31日を越えるもの
- (12) その他各商品券使用可能店舗が指定するもの
- (13) その他市長が指定するもの

5 商品券使用可能店舗申込資格

高松市内に事業所・店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券の使用ができるものとする。ただし、以下のいずれかに該当する事業者を除きます。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び接客業務受託営業などを行っている者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3) 上記4「商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う者
- (4) 商品券使用可能店舗登録申込時点で、高松市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (5) 商品券使用可能店舗登録申込時点で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定す

- る暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) その他市長が不適切と判断するもの

6 商品券使用可能店舗の責務

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 商品券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (2) 商品券使用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ステッカー）を使用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) 使用者が提示する商品券について、受け取って問題ないかの確認をすること。商品券見本をすぐに確認できる場所に備え付け、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を高松市プレミアム付商品券コールセンターにも報告すること。
- (4) 商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため商品券裏面に商品券使用可能店舗の店舗名が分かる受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受取りを拒否すること。
※商品券使用可能店舗申込時の店舗名と商品券裏面の受領印に示された店舗名が異なると換金できない場合があります。
- (5) 使用済の商品券を換金する際、入金額に差異があった場合の確認用として、店舗控え部分を、入金確認完了まで確実に保管すること。
※この店舗控え部分がない場合は、振込金額に差異があっても異議申立てができません。

- (6) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金を申し出ること。
- (7) 高松市プレミアム付商品券事業の趣旨を理解し、事業運営に協力すること。

7 商品券使用可能店舗申込みと特定事業者登録について

(1) 申込方法

①商品券使用可能店舗として特定事業者の登録を希望する者は、本募集要項に同意の上、商品券使用可能店舗登録申込書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を入力又は記入し、以下のいずれかの方法で申し込んでください。

1. インターネット：<https://www.takamatsu-r1-p-shohinken.jp>

2. F A X： 0 8 7－8 2 3－5 0 1 3

3. 郵 送： 〒7 6 0－0 0 2 8

高松市鍛冶屋町7－6 JTBビル4階

高松市プレミアム付商品券事業運営オフィス

②大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗をもつ事業者については、原則、店舗ごとではなく、事業者単位でとりまとめて申し込んでください。（原則、高松市内全ての店舗で使用可とすること）。

※この場合、全ての店舗が本募集要項の内容に同意の上、各店舗の名称（例：〇〇デンキ高松店）、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名等を申込み・登録する必要があります。

※当該事業者は原則、「1. インターネット」で申し込んでください。

(2) 申込期間

令和元年7月1日（月）～12月27日（金）

(3) 特定事業者の登録

①申込みのあった事業者については、高松市の審査を経て、登録を可とする場合は、商品券使用可能店舗一覧表に登録するとともに、商品券使用可能店舗登録証明書（様式第2号）を交付します。

※購入対象者に送付する購入引換券に同封する「商品券使用可能店舗のご案内」に掲載できるのは、令和元年8月15日（木）までに商品券使用可能店舗一覧表に登録された特定事業者に限ります。 申込みに不備があった場合等、審査に時間を要する場合がありますので、お早めにお申し

込みください。

ただし、登録後であっても、次のいずれかに該当する場合は、登録を取消すことがあります。

1. 本募集要項を遵守しなかったとき
2. 申込内容に虚偽・不備などがあったとき
3. 申込資格に該当しなくなったとき
4. 取消願の提出を受けたとき
5. その他市長が登録を取消す必要があると判断したとき

この場合、当該特定事業者に対し、商品券使用可能店舗取消通知書（様式第3号）を交付します。

②審査の結果、登録を不可とする場合は、商品券使用可能店舗登録不承認通知書（様式第4号）を交付します。

③特定事業者の登録期間は、登録を行った日から令和2年5月31日（日）までとします。

④自らの意思により、特定事業者の登録の取消を希望する場合は、商品券使用可能店舗登録取消願（様式第5号）を、特定取引を行う最後の日の14日前までに、提出してください。

（4）その他

①商品券使用可能店舗としての特定事業者登録に係る手数料は不要です。また、商品券の換金手数料、振込手数料も不要です。

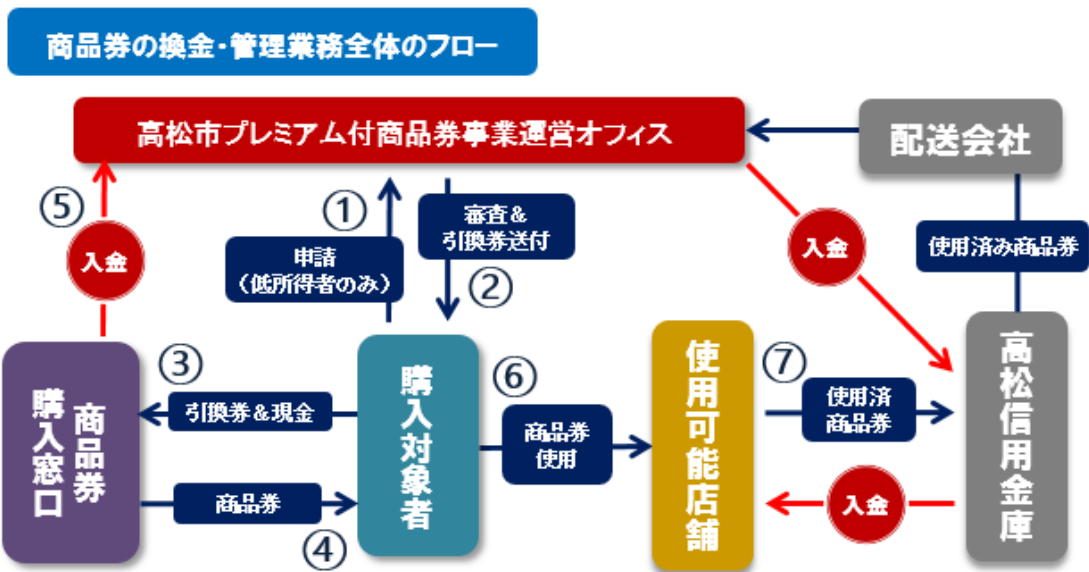
②商品券使用可能店舗向けのマニュアル・ステッカーを作成し、登録後に配布する予定です。

③商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、登録後に配布する予定のマニュアルによりご確認ください。

④商品券使用可能店舗の情報（店舗名、所在地、電話番号、ホームページアドレス、業種等）は、告知用リーフレット、ホームページに掲載するなどし、広く周知を図ります。

⑤商品券使用可能店舗一覧表に登録がされた後、何らかの事由で登録を取り消された場合等、損害賠償が発生することがあります。

⑥商品券の画像を使用する場合は、事前に承認が必要になりますので、登録後に配布する予定のマニュアルによりご確認ください。高松市プレミアム付商品券事業運営オフィスまでお問い合わせください。



8 換金について

- (1) 換金取次金融機関は高松信用金庫の市内全16店舗です。
取次金融機関の営業時間内に窓口で換金手続きをしてください。
- (2) 商品券使用可能店舗登録証明書（様式第2号）を提示した上で、換金伝票と使用された商品券を専用封筒又は専用段ボールに入れて、換金を申し出てください。
- (3) 換金申出期間は令和元年10月1日（火）から令和2年4月10日（金）までです。上記の期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。
- (4) 換金申出締日から約7日後の振込日（月3回）に、商品券使用可能店舗が指定する口座に、高松市プレミアム付商品券事業運営オフィスから振込を行います。

※換金申出締日と振込日は下記のとおりです。

換金申出締日		振込日
毎月10日	⇒	毎月17日
毎月20日	⇒	毎月27日
毎月末日	⇒	翌月7日

注) 換金申出締日、振込日ともに金融機関が休業日の場合は、直前の営業日となります。

※第1回の振込申出締日は10月10日（木）で、その振込予定日は10月17日（木）です。

※最終の振込申出締日は令和2年4月10日（金）で、その振込予定日は令和2年4月17日（金）です。

- (5) 換金申出締日ごとに2回目以降の換金申出には応じられません。
ただし、数か月分をまとめて換金することは可能です。
- (6) 入金額に異議がある場合は、入金日から14日以内に限って受け付けます。
この場合、商品券の店舗控え部分をご用意ください。入金日から14日を過ぎての異議申立てには一切応じられません。
- (7) 換金手数料、振込手数料は不要です。
- (8) 換金方法等の詳細については、登録後に配布する予定のマニュアルによりご確認ください。

9 その他の留意事項

- (1) 本募集要項に記載されていない事項に関しては、必要に応じて、別途、定めます。
- (2) 国の方針などにより、内容が変更となる可能性がある旨をご了承ください。
本募集要項を含む、本事業の取扱いに追加・変更があった場合は、高松市プレミアム付商品券事業の専用ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先

●高松市プレミアム付商品券コールセンター

電話：087-826-0423

受付時間：8:30～17:00（土・日・祝日、年末年始 除く）

●高松市プレミアム付商品券事業運営オフィス

〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6 JTBビル4階

FAX：087-823-5013 メール：tak-shohinken@bsec.jp

営業時間：10:00～17:00（土・日・祝日、年末年始 除く）